

医療費助成制度のご案内

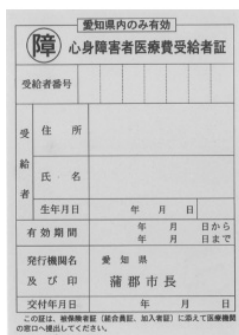
保険年金課 ☎ 66・1102

下記の表に該当する方は、医療機関にかかった場合の医療費が助成されます。申請されていない方は、保険年金課で手続きをしてください。

申請には、申請者の身分証明書と受給資格者（子ども医療の場合は保護者）のマイナンバーカードまたは通知カード、健康保険証、印かんが必要です。

制度	対象	助成内容・その他持参するもの
子ども医療	中学校卒業まで	保険診療の自己負担分
心身障害者医療	身体障害者手帳1～3級の方、腎臓機能障害4級の方、進行性筋萎縮症4～6級の方、療育手帳A判定またはB判定の方、自閉症症状と診断されている方	保険診療の自己負担分 ○身体障害者手帳または療育手帳（自閉症症状群は診断書）
母子家庭等医療	18歳以下の児童を扶養している母または父とその児童（父・母の所得に制限があります）、父・母のいない18歳以下の児童 ※18歳になった後の最初の3月31日まで対象	保険診療の自己負担分 ○戸籍謄本など ○児童扶養手当証書 ○前年の所得が確認できる書類
精神障害者医療	自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方	自立支援医療を受給している精神科の通院費の自己負担分（1割） ○自立支援医療受給者証（精神通院）
	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ※医療機関の領収書を添えて（高額療養費に該当する場合は保険者からの決定通知書も添えて）払い戻しの手続きが必要です。	保険診療の自己負担分（平成26年3月以前の診療分については、精神病床以外の入院や通院は、自己負担分の1/2） ○精神障害者保健福祉手帳
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療加入者で、次の条件に該当する方 ・障害者・母子家庭等医療の受給資格に該当する方および精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方 ・寝たきりまたは認知症で市民税非課税世帯の方※認定要件あり（8月以降、認定要件が変更される予定です） ・ひとり暮らしで市民税非課税の方※認定要件あり（聞き取り調査を行います）	保険診療の自己負担分 ○障害者手帳（該当者のみ） ○介護保険証（ねたきり認定を受ける方のみ）

※市外にある病院・施設などに入所した方も、蒲郡市での対象者です。
また、市内の施設などに市外から転入して入所された方の場合、前住所地の医療受給対象者です。



8月1日(火)から次の受給者証が更新となります。
平成29年7月31日が期限の
①母子家庭等医療費受給者証
②障害者医療費受給者証
③後期高齢者福祉医療費受給者証(ひとり暮らし、ねたきりなどで認定を受けている方)
をお持ちの方は、6月下旬に通知する案内にしたがって更新の手続きをしてください。
8月からは、必ず新受給者証を病院などの窓口に提示し、受診してください。
※今までの受給者証は、保険年金課に返却、または裁断処分してください。

保険年金課 ☎ 66・1102

母(障)福(障)医療費受給者証の更新

下水道への接続を

下水道課 ☎ 66・1140

下水道には、汚れた水を浄化して環境を守る大切な役割があります。下水道を使える地区の皆さんは、ぜひ下水道への接続をお願いします。宅地内の接続工事は、下水道排水設備指定工事店が行います。汲み取り便所から水洗便所への改造や、浄化槽を撤去して下水道接続工事を行う場合、無利子の融資をおっせんしています。下水道課にお問い合わせください。

道路上に伸びた樹木の剪定をお願いします

土木港湾課 ☎ 66・1135

私有地から歩道や車道に伸びた樹木の枝は、通行の妨げとなるだけでなく、交通標識やカーブミラー、信号機などを覆い、交通事故の原因にもなりかねません。誰もが安全に道路を通行できるように、樹木の所有者の方は枝の剪定を行うなどの適切な管理をお願いします。